

■教育行政のポイント

「道德の時間」から“道德科”へ

菱村 幸彦

3月27日、学校教育法施行規則および学習指導要領の一部が改正され、「道德の時間」が正式に「特別の教科である道德」になることが決まった。昭和33年の学習指導要領の改訂で「道德の時間」が教育課程の領域として設定されて以来、実に57年ぶりの改革である。

戦後教育に残された最後の課題

道德教育の教科化は、戦後教育に残された最後の課題だった。というのは、戦後教育においては、戦前の教育勅語とそれに連なる修身教育を排斥する心理が呪縛となって、道德の教科化を阻んできたからである。

呪縛が解け始めたのは、平成に入ってからである。最初、平成12年に小淵首相が設置した教育改革国民会議が「小学校に『道德』、中学校に『人間科』、高校に『人生科』などの教科を設ける」ことを提言した。しかし、このときは提言のみに終わった。

2回目は、平成19年に第1次安倍内閣の教育再生会議が「徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づける」ことを提言した。これも安倍内閣の退陣で実現しなかった。

そして、平成25年の教育再生実行会議による提言である。同会議は「道德の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化」することを提言し、それがようやく実現した。道德を「特別の教科」とする施行規則の改正条文を読みながら、これで「戦後教育が終わった」という感慨をもった。

ところで、施行規則と指導要領の改正と同時に、文科省から施行通知が発出された。

通知は、まず、道德の教科化に対し「特定の価値観を押しつけるもの」などの批判が出ていることを踏まえ、「特定の価値観を押しつけたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道德教育が目指す方向の対極にあるものと言わ

なければならない」とする中教審答申を引用して、教科化は「考える道德」「議論する道德」への転換を図るものであることを強調している。

道德科の実施上の留意点

次いで、「特別の教科である道德」を「道德科」と略称し、指導要領が定める道德科について、次の留意点を挙げている。

第1は、目標・内容等。通知は、[1] 道德科の目標について、育成すべき資質・能力を明確にしたこと、[2] 道德科の内容について、児童生徒の発達の段階を一層踏まえた体系的なものとする観点から改善を図ったこと、[3] 指導上の配慮事項について、問題解決的な学習、道德的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫すること等を示している。

第2は、教材。通知は、道德科の教材について、[1] 児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること、[2] 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであることを求めている。

第3は、評価。通知は、道德科の評価について、[1] 児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めること、[2] 数値などによる評価は行わないことを要請している。

なお、改正施行規則および改訂指導要領の施行日は、小学校が平成30年4月1日から、中学校が平成31年4月1日からである。ただし、小・中学校ともに平成27年4月1日から移行措置として、改訂指導要領の趣旨を踏まえた実施が可能である。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●管理職選考で問われる重要事項を9分野・118項目に整理し徹底解説！

2016 学校管理職選考 完全要点整理

[編集]学校管理職研究会 [監修]菱村幸彦 A5判・432頁／定価(本体2,800円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

